

参議院議員通常選挙及び三重県知事選挙事務従事者派遣業務仕様書

本書は、第27回参議院議員通常選挙（令和7年7月28日任期満了）及び三重県知事選挙（令和7年9月12日任期満了）に係る選挙事務従事者派遣業務を受注者が受託するに当たり、受注者に要求する業務内容及びその水準等を示すものである。なお、受注者は、この仕様書に基づき業務提供を行うものとする。

1. 業務の名称

参議院議員通常選挙及び三重県知事選挙事務従事者派遣業務

2. 業務の概要

(1) 派遣業務の内容

- ① 参議院議員通常選挙 期日前投票事務従事者派遣業務
- ② 参議院議員通常選挙 開票事務従事者派遣業務
- ③ 三重県知事選挙 期日前投票事務従事者派遣業務

(2) 基本（共通）事項

- ① 派遣期間の勤務時間内において、派遣労働者は、各事務の指揮命令者の指示に従うものとする。
- ② 派遣先責任者及び派遣元責任者
(派遣先) 名張市選挙管理委員会事務局長 電話 0595-63-7314
(派遣元) 契約締結の際、書面により市に報告する。
- ③ 派遣労働者からの苦情の処理
ア 苦情の申出を受ける者
(派遣先) 名張市選挙管理委員会事務局次長 電話 0595-63-7314
(派遣元) 契約締結の際、書面により市に報告する。
イ 苦情処理方法・連携体制等
 - ・直ちに双方の責任者に連絡するとともに当該指揮命令者に連絡することとし、当該指揮命令者が中心となって誠意を持って、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。
 - ・派遣先又は派遣元の責任者は、派遣労働者からの苦情（派遣労働者自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情を除く。）に対応したときは、双方の責任者に遅滞なくその旨を通知するとともに、その結果について必ず当該派遣労働者に通知するものとする。
- ④ 出勤及び勤務時間の確認は、勤務日ごとに各事務の代表者が当該派遣労働者全員分をとりまとめ、当該指揮命令者の押印又は署名を受けること。
- ⑤ 業務の進捗状況により、就業時間を最大1時間まで延長できるものとする。
- ⑥ 各業務の日程
ア 参議院議員通常選挙 期日前投票事務従事者派遣業務
公示日の翌日から投票日前日まで
イ 参議院議員通常選挙 開票事務従事者派遣業務
開票日

ウ 三重県知事選挙 期日前投票事務従事者派遣業務

告示日の翌日から投票日前日まで

- ⑦ 出勤を予定していた派遣労働者が事故、病気その他の理由により従事できなくなった場合は、直ちに発注者の指揮命令者に連絡の上、他の者に従事させること。
- ⑧ 派遣労働者の引継ぎの時間には、責任者又は担当者が立ち会うなど、前半勤務の者と後半勤務の者の交代が滞りなく行われるよう管理すること。

3. 各業務の内容

(1) 参議院議員通常選挙 期日前投票事務従事者派遣業務

指揮命令者 各期日前投票所投票管理者

業務の内容 期日前投票事務の補助

派遣期間 2 (2) ⑥ア及び別紙期日前投票事務従事者派遣日程表 (1) のとおり

派遣人員 2～4人 (従事日ごとの内訳は別紙期日前投票事務従事者派遣日程表 (1) のとおり)

- ・事務処理の一貫性を確保するため、可能な限り同一人が勤務するものとし、期間中の人員は24名以内で体制を組むこと。

就業時間 午前8時30分から午後8時00分まで (11時間30分)

- ・事務の性質上休憩時間が取れないため、1日を2交代制とすること。

就業場所 名張市役所 1階 大会議室 (名張市鴻之台1番町1番地)

- 事務の内容
- ① 期日前投票に訪れた選挙人の受付
 - ② 投票用紙の交付事務
 - ③ 期日前投票所の開場及び閉鎖事務
 - ④ その他期日前投票事務の補助

- 資格等
- ・接客能力を有すること。
 - ・正確かつ迅速な事務処理能力を有すること。
 - ・選挙運動に関わっていないこと。

- 特記事項
- ・投票の秘密保持等のため、事前に別紙「誓約書」(別紙1)を提出すること。
 - ・期日前投票事務の状況によっては、投開票用品準備事務に従事する場合がある。
 - ・食事は支給しない。
 - ・駐車場は、名張市役所駐車場とする。
 - ・事前に事務従事者の勤務予定表を提出すること。

(2) 参議院議員通常選挙 開票事務従事者派遣業務

指揮命令者 名張市選挙管理委員会事務局

業務の内容 開票事務

派遣期間 参議院議員通常選挙開票日

派遣人員 30人

就業時間 午後8時00分から午後11時00分まで (3時間)

就業場所 名張市総合体育館 (名張市夏見2812番地)

事務の内容 資格等	投票用紙の分類、点検等の事務を行う。 ・正確かつ迅速な事務処理能力を有すること。 ・選挙運動に関わっていないこと。
特記事項	・投票の秘密保持等のため、事前に別紙「誓約書」(別紙1)を提出すること。 ・駐車場は、就業場所となる施設の駐車場を利用することができる。 ・事前に事務従事者一覧表を提出すること。
(3) 三重県知事選挙	期日前投票事務従事者派遣業務
指揮命令者	各期日前投票所投票管理者
業務の内容	期日前投票事務の補助
派遣期間	2(2)⑥ウ及び別紙期日前投票事務従事者派遣日程表(2)のとおり
派遣人員	2～3人(従事日ごとの内訳は別紙期日前投票事務従事者派遣日程表(2)のとおり) ・事務処理の一貫性を確保するため、可能な限り同一人が勤務するものとし、期間中の人員は12名以内で体制を組むこと。
就業時間	午前8時30分から午後8時00分まで(11時間30分) ・事務の性質上休憩時間が取れないため、1日を2交代制とすること。
就業場所	名張市役所 1階 大会議室(名張市鴻之台1番町1番地)
事務の内容	① 期日前投票に訪れた選挙人の受付 ② 投票用紙の交付事務 ③ 期日前投票所の開場及び閉鎖事務 ④ その他期日前投票事務の補助
資格等	・接客能力を有すること。 ・正確かつ迅速な事務処理能力を有すること。 ・選挙運動に関わっていないこと。
特記事項	・投票の秘密保持等のため、事前に別紙「誓約書」(別紙2)を提出すること。 ・期日前投票事務の状況によっては、投開票用品準備事務に従事する場合がある。 ・食事は支給しない。 ・駐車場は、名張市役所駐車場とする。 ・事前に事務従事者の勤務予定表を提出すること。

4. 派遣料等

(1) 選挙が無投票になった場合の対応

本業務において見込んでいる選挙が無投票となった場合には、当該選挙に係る派遣は行わない。この場合において、当該派遣に要する費用は生じないものとし、また、他方の選挙における費用についても変更しない。

(2) 派遣料の算出方法

受注者は、各業務について、事務従事者1人分の派遣業務に要する1時間当たりの単価（1日の労働時間が8時間を超える場合又は労働時間が22時以降に及ぶ場合の単価は25%増の金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。）を見積り、その見積り額に各業務における延べ人数及び派遣時間数を乗じて得た金額をそれぞれ見積もるものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）

上記各業務の事務従事者1人分の派遣業務に要する1時間当たりの単価（税抜き）をもって契約金額とする。

なお、契約の履行に必要な通勤手当、労働保険及び社会保険料は、見積りする単価に含めるものとする。

（3）請求方法

派遣料の請求は、業務別実績報告書を添えて、派遣料（各業務における派遣労働者の就業時間に契約単価を乗じて得た金額を合計した金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額））を請求するものとする。

なお、各日の派遣労働者の就業時間は、5分単位（端数は切り捨てる。）で算出する。

（4）業務別実績報告書

業務別実績報告書は、次の事項を記載し、又は添付するものとする。

- ① 各業務の就業時間
- ② 上記に係る派遣労働者個人別の明細

誓約書

別紙1

令和7年 月 日

名張市選挙管理委員会委員長 宛て

事務従事者 住 所

氏 名

印

連絡先

私は、参議院議員通常選挙に係る事務に従事するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 事務については、名張市選挙管理委員会、期日前投票管理者及び開票管理者の指示に従います。
- 投票用紙、選挙人名簿抄本、事務機器等は、丁重に扱います。
- 選挙人の基本的人権を尊重し、職務上知り得た選挙人に関する個人情報については、事務従事期間中はもとより、事務従事期間が終了した後も他人に漏らしたりしません。

誓 約 書

別紙2

令和7年 月 日

名張市選挙管理委員会委員長 宛て

事務従事者 住 所

氏 名

印

連絡先

私は、三重県知事選挙に係る事務に従事するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 事務については、名張市選挙管理委員会、期日前投票管理者の指示に従います。
- 2 投票用紙、選挙人名簿抄本、事務機器等は、丁重に扱います。
- 3 選挙人の基本的人権を尊重し、職務上知り得た選挙人に関する個人情報については、事務従事期間中はもとより、事務従事期間が終了した後も他人に漏らしたりしません。